

施設利用に係るセルフチェックシート（営利・非営利確認）

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集めて利用する場合などは、利用料金が通常の3倍になりますので、以下の質問項目について御回答をお願いします。

Q1 団体（グループ）の利用か、個人の利用か

団体（グループ）⇒Q2へ 個人⇒Q4へ

Q2 裏面の表に掲げる法人名義で利用する

はい⇒3倍の料金 いいえ⇒Q3へ

Q3 代表者または主宰者が当該施設での活動で収益を得ている（※）、または主宰者が裏面の表に掲げる法人名義で利用する

はい⇒3倍の料金 いいえ⇒Q5へ

※代表者又は主宰者が施設を利用した活動で収益を得ている例

- ・講師が、会員（受講者）を募集し、月謝等を集める場合
- ・自主学习グループの形でも、講師や上部団体等が実質的な運営をして収入を得ている場合（グループ会員が会計管理をしておらず、講師等が管理しているなど）

Q4 個人事業主（個人の事業で収益を得ている者）が、個人事業に関わる内容で利用する（例：塾講師による私塾、従業員の採用試験・面接・研修会など）

はい⇒3倍の料金 いいえ⇒Q5へ

Q5 当該施設を利用した活動で参加者から金銭を集める

注：前売り券など、館外で事前あるいは事後に金銭を授受する場合があります。

金銭を集める いいえ⇒Q6へ

- | | |
|---|--------|
| <input type="checkbox"/> 特定の会員（メンバー）から徴収している会費 | ⇒Q6へ |
| <input type="checkbox"/> 参加者本人が消費・使用するものにあてる原材料費（資料代除く） | ⇒Q6へ |
| <input type="checkbox"/> 入場料、参加費、受講料、資料代など上記以外の全ての金銭 | ⇒3倍の料金 |

Q6 当該施設を利用して実施する活動に付随して、以下のいずれかの行為を行う

- ・物品等の販売
- ・有償での役務の提供（有料相談会・有料講座・有料美術品鑑定など）
- ・営利行為につながる活動（特定の業界、会社、サービス、事業、商品の説明や宣伝など）

はい⇒3倍の料金 いいえ⇒通常料金

団体名・個人名

代表者名

代表者連絡先

記入日

年

月

日

利用料金が3倍になる法人一覧例 (法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外)

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	商店街振興組合・連合会	と	特殊会社	
	一般社団法人(非営利型以外)		消費生活協同組合・連合会		特定目的会社	
	医療法人(社会医療法人以外)		信用協同組合・連合会		土地家屋調査士法人	
か	株式会社	す	信用金庫・連合会	の	特許業務法人	
	株式会社設立の学校		森林組合・連合会		な	内航海運組合・連合会
	監査法人		水産加工業協同組合・連合会		の	農業協同組合・連合会
き	共済水産業協同組合連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)	へ	農事組合法人	
	行政書士法人		生活衛生同業小組合		農林中央金庫	
	漁業協同組合・連合会		生活協同組合・連合会		ゆ	弁護士法人
	漁業生産組合		生産森林組合			有限会社
こ	合資会社	そ	税理士法人	ろ	輸出組合(出資)	
	合同会社		船主相互保険組合		輸出水産業組合	
	合名会社		相互会社		輸入組合(出資)	
し	事業協同組合・連合会	た	たばこ耕作組合		労働金庫・連合会	
	事業協同小組合・連合会	ち	中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合・連合会、信用協同組合・連合会)			
	司法書士法人					
	社会保険労務士法人					
	商工組合・連合会(出資)	と	投資法人			